



鳥取県公報

平成12年12月26日(火)

号外第118号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	鳥取県暴走族根絶条例（県民生活課・警察本部交通指導課）.....	9
	鳥取県枯松伐採促進条例（森林保全課）.....	11
	鳥取県男女共同参画推進条例（男女共同参画推進課）.....	12

——— 公布された条例のあらまし ———

鳥取県暴走族根絶条例

1 目的（第1条関係）

この条例は、暴走族の根絶の推進に関し、県、市町村、県民、事業者等の責務を明らかにするとともに、暴走族の根絶に関する施策の基本となる事項を定め、もって県民生活の安全と平穏を確保することを目的とすることとした。

2 定義（第2条関係）

（1）この条例において「自動車等」とは、道路交通法に規定する自動車及び原動機付自転車をいうこととした。

（2）この条例において「暴走行為」とは、次の行為をいうこととした。

ア 道路交通法の規定による信号機の信号等に従う義務等に違反する行為

イ 道路運送車両法の規定による自動車登録番号標識等の表示の義務等に違反する行為

ウ 自動車の構造、装置等について保安上又は公害防止上の技術基準に適合しない自動車等の運行

（3）この条例において「暴走族」とは、暴走行為を行うことを目的とする集団をいうこととした。

3 県及び市町村の責務（第3条関係）

（1）県は、暴走族の根絶に関する総合的な施策を策定し、これを実施するものとした。

（2）市町村は、地域の実情に応じた暴走族の根絶に関する施策を策定し、これを実施するものとした。

4 県民の責務（第4条関係）

県民は、県及び市町村が実施する暴走族の根絶に関する施策に協力しなければならないこととした。

5 事業者の責務（第5条関係）

（1）自動車分解整備事業者は、県及び市町村が実施する暴走族の根絶に関する施策に協力するとともに、暴走族の活動を助長するような自動車等の改造をしないようにしなければならないこととした。

（2）自動車等又は自動車等に関連する物品の販売を業とする者は、県及び市町村が実施する暴走族の根絶に関する施策に協力するとともに、暴走族の活動を助長するような物品を販売しないようにしなければならないこととした。

（3）自動車等の燃料の販売を業とする者は、県及び市町村が実施する暴走族の根絶に関する施策に協力するとともに、暴走族に加入していることが外見上明らかな者に対し、自動車等の燃料を販売しないようにしなければならないこととした。

（4）衣服等の刺しゅうを業とする者は、県及び市町村が実施する暴走族の根絶に関する施策に協力するとともに、暴走族の活動を誇示する表示を衣服等に刺しゅうしないようにしなければならないこととし

た。

6 学校関係者等の責務（第6条関係）

学校又は職場の関係者その他青少年の育成に携わる関係者及び関係団体は、相互に連携協力し、その職務又は活動を通じて、暴走族の根絶に努めなければならないこととした。

7 公園管理者等の責務（第7条関係）

(1) 公園、駐車場その他暴走族が常習的に集合する場所の管理者は、その場所に暴走族を集合させない措置を講じるよう努めなければならないこととした。

(2) 暴走族が常習的に通行する道路の管理者は、その道路で暴走行為が行われることを防止する措置を講じるよう努めなければならないこととした。

8 基本方針（第8条関係）

(1) 知事は、暴走族の根絶に関する施策を計画的かつ効果的に実施するため、次の事項を内容とする基本方針を策定しなければならないこととした。

ア 暴走族の根絶に係る啓発活動及び県民意識の高揚に関する事項

イ 暴走族への加入の防止及び暴走族からの脱退の促進に関する事項

ウ 市町村の施策及び民間の団体の活動に対する支援措置に関する事項

エ アからウまでに掲げるもののほか、暴走族の根絶に関し必要な事項

(2) 知事は、(1)により基本方針を策定するときは、あらかじめ警察本部長の意見を聴かなければならないこととした。

(3) 知事は、(1)により基本方針を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととした。

(4) 基本方針を変更する場合は、(2)及び(3)と同様の手続によることとした。

9 関係機関との連携等（第9条関係）

(1) 県は、暴走族の根絶の推進に当たっては、国、市町村、事業者その他の関係者及び関係団体と連携協力しなければならないこととした。

(2) 県は、市町村が実施する暴走族の根絶に関する施策及び民間の団体が暴走族の根絶のために行う活動を支援するため、助言及び情報の提供を行い、並びに財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとした。

10 保護者による監督（第10条関係）

(1) 青少年の保護者は、その監護に係る青少年が暴走族に加入しないようにしなければならないこととした。

(2) 青少年の保護者は、その監護に係る青少年が暴走族に加入していることを知ったときは、当該青少年が暴走族から脱退するよう指導しなければならないこととした。

(3) 警察本部長又は警察署長は、暴走族に加入している青少年の保護者に対し、当該青少年が暴走族から脱退するよう指導することを要請することができることとした。この場合において、当該保護者から青少年の指導に関し協力を求められたときは、警察本部長又は警察署長は、これに協力しなければならないこととした。

11 警察への通報等（第11条関係）

(1) 暴走族を発見した者は、速やかに、その旨を警察本部又は警察署に通報するように努めなければならないこととした。

(2) (1)の場合のほか、何人も、暴走族に関して、警察本部又は警察署に対し苦情を申し出ることができることとした。

(3) 警察本部長及び警察署長は、(1)による通報又は(2)による苦情の申出を受けたときは、これに誠実に対応しなければならないこととした。

12 委任（第12条関係）

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定めることとした。

13 施行期日等

- (1) この条例は、平成13年1月1日から施行することとした。
- (2) 知事は、この条例の施行後3年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。

鳥取県枯松伐採促進条例

1 目的(第1条関係)

この条例は、美しい松が多数枯死している状況にかんがみ、枯松の伐採を促進し、豊かな松林を保全するために必要な事項を定め、もって美観の維持及び県民の安全の確保を図ることを目的とすることとした。

2 定義(第2条関係)

この条例において「枯松」とは、枯死したまま放置され、景観上の支障又は倒木の危険がある松をいうこととした。

3 自主伐採の推進(第3条関係)

- (1) 枯松を所有し、又は管理する者は、速やかに枯松を伐採するよう努めなければならないこととした。
- (2) 知事は、枯松を所有し、又は管理する者が枯松を伐採しない場合において、この条例の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を示して、枯松を伐採するよう勧告することができることとした。
- (3) (2)は、森林病虫害等防除法の規定による森林病虫害等が付着している枝条の焼却等の命令に係る枯松については、適用しないこととした。

4 補助金の交付(第4条関係)

- (1) 県は、3(2)による勧告に従い枯松を伐採する者のうち、枯松の伐採に要する経費の額が知事が別に定める基準額を超える者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとした。
- (2) (1)の補助金の額は、枯松の伐採に要する経費の額から(1)の基準額を控除した額に10分の3を乗じて得た額とすることとした。

5 県民活動の促進(第5条関係)

- (1) 県民は、3(1)のほか、豊かな松林を保全する活動を自発的に行うよう努めなければならないこととした。
- (2) 県は、(1)の活動に対し、必要な支援をするものとした。

6 市町村長の協力(第6条関係)

- (1) 知事は、枯松の伐採の促進に関し、市町村長に対し、必要な協力を求めることができることとした。
- (2) 市町村長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、知事に対し、3(2)による勧告をすることを要請することができることとした。

7 雑則(第7条関係)

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

8 施行期日等

- (1) この条例は、平成13年1月1日から施行することとした。
- (2) 知事は、この条例の施行後5年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとした。

鳥取県男女共同参画推進条例

第1 総則

1 目的(第1条関係)

この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務を明

らかにするとともに、県が実施する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって真の男女共同参画社会の実現を図ることを目的とすることとした。

2 定義（第2条関係）

この条例において、次の用語の意義は、次に定めるところによることとした。

- (1) 男女共同参画 女性と男性が、個人として尊重されるとともに、性別にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮できる機会が確保されることにより、社会のあらゆる分野において対等に活動し、かつ、責任を分かち合うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 (1)の機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

3 基本理念（第3条関係）

男女共同参画は、次に掲げる男女共同参画社会を基本理念として推進されなければならないこととした。

- (1) 男女が、互いにその人権を尊重する社会
- (2) 男女が、性別による差別を受けない社会
- (3) 男女が、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合う社会
- (4) 男女が、社会のあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる機会が確保される社会
- (5) 男女が、自立した個人として自己の意思によって活動し、かつ、責任を負う社会
- (6) 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動の中で、対等な役割を果たす社会
- (7) 男女が、政治活動、経済活動、地域活動その他の社会活動に対等な立場で参画し、かつ、責任を分かち合う社会

4 県の責務（第4条関係）

- (1) 県は、3の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国際社会や国内の動向と協調して、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施しなければならないこととした。
- (2) 県は、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関し、男女間に格差が生じていると認めるときは、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならないこととした。
- (3) 県は、(1)の施策((2)の積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。)を実施するに当たっては、県民、事業者、国及び市町村並びに環日本海諸国と相互に連携及び協力が行われるよう努めなければならないこととした。

5 市町村の責務（第5条関係）

市町村は、県の男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならないこととした。

6 県民の責務（第6条関係）

- (1) 県民は、基本理念に対する理解を深め、男女共同参画の推進に努めなければならないこととした。
- (2) 県民は、県の男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならないこととした。

7 事業者の責務（第7条関係）

- (1) 事業者は、基本理念に対する理解を深め、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律を遵守するとともに、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めなければならないこととした。
- (2) 事業者は、県の男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならないこととした。

第2 男女共同参画に関する基本的施策

1 鳥取県男女共同参画計画（第8条関係）

- (1) 知事は、男女共同参画社会基本法に基づき、性別による固定的な役割分担に基づく社会慣行その他の男女共同参画を阻害する要因を解消することを念頭に、議会の議決を経て、鳥取県男女共同参画

計画を策定しなければならないこととした。

(2) 知事は、鳥取県男女共同参画計画の策定に当たっては、県民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならないこととした。

(3) 知事は、鳥取県男女共同参画計画の策定に当たっては、あらかじめ鳥取県男女共同参画審議会及び市町村長の意見を聞かななければならないこととした。

(4) 鳥取県男女共同参画計画を変更する場合は、(1)から(3)までと同様の手続によることとした。

2 年次報告(第9条関係)

(1) 知事は、7の情報の収集及び分析の結果を踏まえ、毎年、男女共同参画の状況並びに男女共同参画推進施策の実施状況及び効果についての報告書を作成し、これを公表しなければならないこととした。

(2) (1)の報告書においては、男女共同参画推進施策の効果の一つとして、県の積極的改善措置により男女間の格差が是正され、又は是正されなかった状況についても明らかにしなければならないこととした。

3 財政上の措置等(第10条関係)

県は、男女共同参画を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならないこととした。

4 推進体制の整備(第11条関係)

(1) 県は、鳥取県男女共同参画センターを設置するほか、男女共同参画を推進するために必要な体制を整備しなければならないこととした。

(2) 知事は、11の(1)による申出を受けるため、鳥取県男女共同参画センターに窓口を設置し、相談員を配置するとともに、そのほかに窓口を2箇所以上設置するよう努めなければならないこととした。

5 附属機関の委員の構成(第12条関係)

県の附属機関の委員の構成は、第5の2の(2)に準じて、男女別の委員の数が均衡するよう努めなければならないこととした。

6 政策等の立案及び決定への共同参画(第13条関係)

(1) 5のほか、県は、県の政策の立案及び決定に男女が共同して参画する機会を確保するよう努めなければならないこととした。

(2) 県は、国若しくは他の地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会を確保するために、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。

7 情報の収集及び分析(第14条関係)

(1) 県は、男女共同参画推進施策を効果的に実施するため、次に掲げる情報の収集及び分析を行わなければならないこととした。

ア 性別による直接的又は間接的な差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因に関する情報
イ その他男女共同参画に関する情報

(2) 知事は、市町村長に対して、鳥取県男女共同参画計画の策定に必要な資料の提出を求めることができることとした。

(3) 知事は、事業者に対して、職場における男女共同参画の状況について報告を求めることができることとした。

8 教育及び普及広報活動(第15条関係)

(1) 県は、基本理念に対する県民及び事業者の理解を深めるために必要な普及広報活動を実施するものとした。

(2) 県は、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育を通じて、男女共同参画の推進に努めるものとした。

(3) 県は、女性があらゆる分野における活動に参画することができるよう、研修の実施その他の必要な措置を講ずるものとした。

(4) 県は、すべての者が互いにその人権を尊重する社会を築くことができるよう、青少年その他の者に対し、他人の人権の尊重及び権利と責任に関する教育を実施するものとした。

(5) 県は、家庭及び地域において(4)の教育を行う県民に対し、必要な支援をするものとした。

9 一人親家庭等に対する措置(第16条関係)

県は、男女共同参画推進施策を実施するに当たっては、母子家庭の母、父子家庭の父その他特別の配慮を必要とする者がその個性と能力を十分に発揮できる機会を活用することができるよう必要な措置を講ずるものとした。

10 市町村等に対する支援(第17条関係)

(1) 県は、市町村の男女共同参画推進施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとした。

(2) 県は、男女共同参画の推進に関する活動を行う事業者及び県民を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとした。

11 知事への申出(第18条関係)

(1) 県民又は事業者は、男女共同参画を阻害すると認められること又は男女共同参画に必要と認められることがあるときは、その旨を知事に申し出ることができることとした。

(2) 知事は、(1)の申出を受けたときは、男女共同参画に資するよう適切に対応し、その結果を当該申出をした者に対し通知しなければならないこととした。

12 鳥取県男女共同参画推進員への申出(第19条関係)

(1) 県民又は事業者は、県の男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情があるときは、鳥取県男女共同参画推進員に申し出ることができることとした。

(2) 県民又は事業者は、11(2)による通知の内容に対して不服があるときは、鳥取県男女共同参画推進員に申し出ることができることとした。

第3 男女共同参画を阻害する行為の制限

1 性別による権利侵害の禁止(第20条関係)

(1) 何人も、いかなる場所においても、性別による差別的取扱いをしてはならないこととした。

(2) 何人も、いかなる場所においても、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならないこととした。

(3) 何人も、いかなる場所においても、配偶者等に対して身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならないこととした。

2 性別による権利侵害があった場合の措置(第21条関係)

(1) 知事は、1に違反する行為があったと認めるときは、当該行為をした者に対し、差別的取扱いの是正その他の措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができることとした。

(2) 知事は、職場において1(2)に違反する行為があったと認めるときは、事業者に対し、当該行為を防止するために必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができることとした。

(3) 知事は、1に違反する行為があったと認めるときは、当該行為の被害者を救済するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。

3 公衆に表示する情報に係る制限(第22条関係)

何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は異性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならないこととした。

第4 鳥取県男女共同参画推進員

1 設置(第23条関係)

県民又は事業者の男女共同参画に関する苦情又は不服を簡易迅速に処理し、これらの者の権利利益の

保護を図るため、附属機関として、鳥取県男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）を設置することとした。

2 職務（第24条関係）

推進員の職務は、次のとおりとすることとした。

- (1) 苦情の申出について審査をすること。
- (2) 不服の申出について審査をすること。
- (3) 県民又は事業者の男女共同参画に関する権利利益を保護するため、知事その他の県の機関に対して勧告をし、又は意見を述べること。

3 定数等（第25条関係）

- (1) 推進員の定数は、男性2人、女性2人とすることとした。
- (2) 推進員は、知事が議会の同意を得て任命することとした。
- (3) 推進員の任期は、2年とすることとした。
- (4) 推進員は、再任されることができるとこととした。

4 兼職禁止等（第26条関係）

- (1) 推進員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は県と特別な利害関係を有する法人その他の団体の役員と兼ねてはならないこととした。
- (2) 推進員又は推進員であった者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこととした。

5 解職（第27条関係）

- (1) 知事は、推進員が次のいずれかに該当すると認めるときは、議会の同意を得てこれを解職することができることとした。
 - ア 心身の故障のため職務の遂行に耐えないとき。
 - イ 4に違反するとき。
 - ウ 職務上の義務違反その他推進員たるに適しない非行があるとき。
- (2) 推進員は、(1)による場合を除き、その意に反して解職されることがないこととした。

6 調査権限（第28条関係）

- (1) 推進員は、苦情又は不服について審査するために必要があると認めるときは、知事その他の県の機関に対し、報告又は資料の提出を求めることができることとした。
- (2) 県の機関は、推進員から(1)による求めがあったときは、これを拒んではならないこととした。

7 審査結果の通知（第29条関係）

推進員は、苦情又は不服について審査を終えたときは、当該苦情又は不服の申出をした者及び関係する県の機関に、その結果を通知しなければならないこととした。

8 勧告及び意見の公表（第30条関係）

- (1) 推進員は、必要があると認めるときは、関係する県の機関に対し、是正又は改善の措置を講ずるよう勧告することができることとした。
- (2) 県の機関は、(1)による勧告を受けたときは、これを尊重して、是正又は改善の措置を講じなければならないこととした。
- (3) 推進員は、必要があると認めるときは、制度の改善を求める意見を公表することができることとした。

9 措置状況の報告（第31条関係）

- (1) 推進員は、勧告をした場合において必要があると認めるときは、関係する県の機関に対し、是正又は改善の措置の状況について報告を求めることができることとした。
- (2) 県の機関は、推進員から(1)による求めがあったときは、これを拒んではならないこととした。
- (3) 推進員は、県の機関から是正又は改善の措置の状況についての報告を受けたときは、その内容を

公表しなければならないこととした。

第5 鳥取県男女共同参画審議会

1 設置（第32条関係）

鳥取県男女共同参画計画の策定その他男女共同参画に関する重要事項を調査審議させるため、附属機関として、鳥取県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置することとした。

2 組織（第33条関係）

（1）審議会は、委員20人以内で組織することとした。

（2）男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならないこととした。

3 委員（第34条関係）

（1）委員のうち5人は公募に応じた者から、その他の委員は学識経験を有する者から、知事が任命することとした。

（2）委員の任期は、2年とすることとした。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることとした。

（3）委員は、再任されることができることとした。

4 会長（第35条関係）

（1）審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定めることとした。

（2）会長は、会務を総理し、審議会を代表することとした。

（3）会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理することとした。

5 会議（第36条関係）

（1）審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となることとした。

（2）審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができないこととした。

（3）会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとした。

6 庶務（第37条関係）

審議会の庶務は、企画部において処理することとした。

7 雑則（第38条関係）

第5に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定めることとした。

第6 雑則

委任（第39条関係）

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

第7 施行期日等

1 施行期日

この条例は、平成13年4月1日から施行することとした。ただし、第2の1及び第5は、同年1月1日から施行することとした。

2 検討

知事は、この条例の施行後5年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとした。

条 例

鳥取県暴走族根絶条例をここに公布する。

平成12年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第81号

鳥取県暴走族根絶条例

(目的)

第1条 この条例は、暴走族の根絶の推進に関し、県、市町村、県民、事業者等の責務を明らかにするとともに、暴走族の根絶に関する施策の基本となる事項を定め、もって県民生活の安全と平穏を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「自動車等」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。

2 この条例において「暴走行為」とは、次に掲げる行為をいう。

(1) 道路交通法第7条、第17条第1項若しくは第4項、第22条第1項、第25条の2第2項、第26条の2第2項、第30条、第54条第2項、第55条、第57条第1項、第62条、第68条、第71条第5号の3又は第71条の2の規定に違反する行為

(2) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第19条又は第73条第1項(同法第97条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反する行為

(3) 道路運送車両法第40条から第42条まで及び第44条の規定による保安上又は公害防止上の技術基準に適合しない自動車等の運行

3 この条例において「暴走族」とは、暴走行為を行うことを目的とする集団をいう。

(県及び市町村の責務)

第3条 県は、暴走族の根絶に関する総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市町村は、地域の実情に応じた暴走族の根絶に関する施策を策定し、これを実施するものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、県及び市町村が実施する暴走族の根絶に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 道路運送車両法第78条第4項に規定する自動車分解整備事業者は、県及び市町村が実施する暴走族の根絶に関する施策に協力するとともに、暴走族の活動を助長するような自動車等の改造をしないようにしなければならない。

2 自動車等又は自動車等に関連する物品の販売を業とする者は、県及び市町村が実施する暴走族の根絶に関する施策に協力するとともに、暴走族の活動を助長するような物品を販売しないようにしなければならない。

3 自動車等の燃料の販売を業とする者は、県及び市町村が実施する暴走族の根絶に関する施策に協力するとともに、暴走族に加入していることが外見上明らかな者に対し、自動車等の燃料を販売しないようにしなければならない。

4 衣服等の刺しゅうを業とする者は、県及び市町村が実施する暴走族の根絶に関する施策に協力するとともに、

暴走族の活動を誇示する表示を衣服等に刺しゅうしないようにしなければならない。

(学校関係者等の責務)

第6条 学校又は職場の関係者その他青少年の育成に携わる関係者及び関係団体は、相互に連携協力し、その職務又は活動を通じて、暴走族の根絶に努めなければならない。

(公園管理者等の責務)

第7条 公園、駐車場その他暴走族が常習的に集合する場所の管理者は、その場所に暴走族を集合させない措置を講じるよう努めなければならない。

2 暴走族が常習的に通行する道路の管理者は、その道路で暴走行為が行われることを防止する措置を講じるよう努めなければならない。

(基本方針)

第8条 知事は、暴走族の根絶に関する施策を計画的かつ効果的に実施するため、次に掲げる事項を内容とする基本方針を策定しなければならない。

- (1) 暴走族の根絶に係る啓発活動及び県民意識の高揚に関する事項
- (2) 暴走族への加入の防止及び暴走族からの脱退の促進に関する事項
- (3) 市町村の施策及び民間の団体の活動に対する支援措置に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、暴走族の根絶に関し必要な事項

2 知事は、前項の規定により基本方針を策定するときは、あらかじめ警察本部長の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第1項の規定により基本方針を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(関係機関との連携等)

第9条 県は、暴走族の根絶の推進に当たっては、国、市町村、事業者その他の関係者及び関係団体と連携協力しなければならない。

2 県は、市町村が実施する暴走族の根絶に関する施策及び民間の団体が暴走族の根絶のために行う活動を支援するため、助言及び情報の提供を行い、並びに財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(保護者による監督)

第10条 青少年(20歳未満の者をいう。以下同じ。)の保護者(青少年に対して法律上監護の義務を有する者をいう。以下同じ。)は、その監護に係る青少年が暴走族に加入しないようにしなければならない。

2 青少年の保護者は、その監護に係る青少年が暴走族に加入していることを知ったときは、当該青少年が暴走族から脱退するよう指導しなければならない。

3 警察本部長又は警察署長は、暴走族に加入している青少年の保護者に対し、当該青少年が暴走族から脱退するよう指導することを要請することができる。この場合において、当該保護者から青少年の指導に関し協力を求められたときは、警察本部長又は警察署長は、これに協力しなければならない。

(警察への通報等)

第11条 暴走族を発見した者は、速やかに、その旨を警察本部又は警察署に通報するように努めなければならない。

2 前項に規定する場合のほか、何人も、暴走族に関して、警察本部又は警察署に対し苦情を申し出ることができる。

3 警察本部長及び警察署長は、第1項の規定による通報又は前項の規定による苦情の申出を受けたときは、これに誠実に対応しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。

(検討)

2 知事は、この条例の施行後3年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

鳥取県枯松伐採促進条例をここに公布する。

平成12年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第82号

鳥取県枯松伐採促進条例

(目的)

第1条 この条例は、美しい松が多数枯死している状況にかんがみ、枯松の伐採を促進し、豊かな松林を保全するために必要な事項を定め、もって美観の維持及び県民の安全の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「枯松」とは、枯死したまま放置され、景観上の支障又は倒木の危険がある松をいう。

(自主伐採の推進)

第3条 枯松を所有し、又は管理する者は、速やかに枯松を伐採するよう努めなければならない。

2 知事は、枯松を所有し、又は管理する者が枯松を伐採しない場合において、この条例の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を示して、枯松を伐採するよう勧告することができる。

3 前項の規定は、森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第3条第1項から第3項まで又は第5条第1項から第3項までの規定による命令に係る枯松については、適用しない。

(補助金の交付)

第4条 県は、前条第2項の規定による勧告に従い枯松を伐採する者（国、地方公共団体その他知事が別に定める者を除く。）のうち、枯松の伐採に要する経費の額が知事が別に定める基準額を超える者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の補助金の額は、枯松の伐採に要する経費の額（枯松の伐採に要する標準的な経費の額を勘案して、知事が別に定める伐採標準経費の額を限度とする。）から同項の基準額を控除した額に10分の3を乗じて得た額とする。

(県民活動の促進)

第5条 県民は、第3条第1項に規定するもののほか、豊かな松林を保全する活動を自発的に行うよう努めなければならない。

2 県は、前項の活動に対し、必要な支援をするものとする。

(市町村長の協力)

第6条 知事は、枯松の伐採の促進に関し、市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。

2 市町村長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、知事に対し、第3条第2項の規定による勧告をすることを要請することができる。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。

(検討)

2 知事は、この条例の施行後5年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

鳥取県男女共同参画推進条例をここに公布する。

平成12年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第83号

鳥取県男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則(第1条 - 第7条)

第2章 男女共同参画に関する基本的施策(第8条 - 第19条)

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限(第20条 - 第22条)

第4章 鳥取県男女共同参画推進員(第23条 - 第31条)

第5章 鳥取県男女共同参画審議会(第32条 - 第38条)

第6章 雑則(第39条)

附則

社会を構成する男女は、互いの性にかかわらず「法」の下に平等であって、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。この理念に基づき、鳥取県では、全国に先駆けて、鳥取県人権尊重の社会づくり条例(平成8年鳥取県条例第15号)を制定し、差別のない真に人権の尊重される社会を目指してきた。

一方、我が国においては、急速に変化する社会経済情勢に対応していく上で、男女が、性別にとらわれることなく、社会のあらゆる分野でその個性と能力を十分に発揮できる機会が確保され、共に喜び共に責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が緊急の課題となっている。

鳥取県は、大企業が少なく、高齢者が多い社会経済構造の下、女性の就業率は都道府県の中でも高い状況にある。このような状況の中で、国際社会や国内の動向と協調しながら男女共同参画社会の実現に向けて各種施策が推進されているが、今なお性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は根強く、真の男女共同参画社会の実現には至っていない。

ここに、鳥取県民は、社会を構成する男性と女性が、対等な立場で、個性豊かに生き生きと暮らせる社会を形成するため、男女共同参画社会の早期実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって真の男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 女性と男性が、個人として尊重されるとともに、性別にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮できる機会が確保されることにより、社会のあらゆる分野において対等に活動し、かつ、責任を分かち合うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる男女共同参画社会を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女が、互いにその人権を尊重する社会
- (2) 男女が、性別による差別を受けない社会
- (3) 男女が、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合う社会
- (4) 男女が、社会のあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる機会が確保される社会
- (5) 男女が、自立した個人として自己の意思によって活動し、かつ、責任を負う社会
- (6) 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動の中で、対等な役割を果たす社会
- (7) 男女が、政治活動、経済活動、地域活動その他の社会活動に対等な立場で参画し、かつ、責任を分かち合う社会

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国際社会や国内の動向と協調して、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 県は、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関し、男女間に格差が生じていると認めるときは、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

3 県は、第1項の施策(前項の積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。)を実施するに当たっては、県民、事業者、国及び市町村並びに環日本海諸国と相互に連携及び協力が行われるよう努めなければならない。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、県の男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念に対する理解を深め、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県の男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)を遵守するとともに、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、県の男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画に関する基本的施策

(鳥取県男女共同参画計画)

第8条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項の規定に基づき、性別による固定的な役割分担に基づく社会慣行その他の男女共同参画を阻害する要因を解消することを念頭に、議会の議決を経て、鳥取県男女共同参画計画を策定しなければならない。

2 知事は、鳥取県男女共同参画計画の策定に当たっては、県民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

3 知事は、鳥取県男女共同参画計画の策定に当たっては、あらかじめ鳥取県男女共同参画審議会及び市町村長

の意見を聞かなければならない。

4 前3項の規定は、鳥取県男女共同参画計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 知事は、第14条の規定による情報の収集及び分析の結果を踏まえ、毎年、男女共同参画の状況並びに男女共同参画推進施策の実施状況及び効果についての報告書を作成し、これを公表しなければならない。

2 前項の報告書においては、男女共同参画推進施策の効果の一つとして、県の積極的改善措置により男女間の格差が是正され、又は是正されなかった状況についても明らかにしなければならない。

(財政上の措置等)

第10条 県は、男女共同参画を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(推進体制の整備)

第11条 県は、鳥取県立倉吉未来センターの設置等に関する条例(平成12年鳥取県条例第5号)第2条第1項の規定に基づき鳥取県男女共同参画センターを設置するほか、男女共同参画を推進するために必要な体制を整備しなければならない。

2 知事は、第18条第1項の規定による申出を受けるため、鳥取県男女共同参画センターに窓口を設置し、相談員を配置するとともに、そのほかに窓口を2箇所以上設置するよう努めなければならない。

(附属機関の委員の構成)

第12条 県の附属機関の委員の構成は、第33条第2項の規定に準じて、男女別の委員の数が均衡するよう努めなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第13条 前条に規定するもののほか、県は、県の政策の立案及び決定に男女が共同して参画する機会を確保するよう努めなければならない。

2 県は、国若しくは他の地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会を確保するために、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(情報の収集及び分析)

第14条 県は、男女共同参画推進施策を効果的に実施するため、次に掲げる情報の収集及び分析を行わなければならない。

(1) 性別による直接的又は間接的な差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因に関する情報

(2) その他男女共同参画に関する情報

2 知事は、市町村長に対して、鳥取県男女共同参画計画の策定に必要な資料の提出を求めることができる。

3 知事は、事業者に対して、職場における男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

(教育及び普及広報活動)

第15条 県は、基本理念に対する県民及び事業者の理解を深めるために必要な普及広報活動を実施するものとする。

2 県は、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育を通じて、男女共同参画の推進に努めるものとする。

3 県は、女性があらゆる分野における活動に参画することができるよう、研修の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、すべての者が互いにその人権を尊重する社会を築くことができるよう、青少年その他の者に対し、他人の人権の尊重及び権利と責任に関する教育を実施するものとする。

5 県は、家庭及び地域において前項に規定する教育を行う県民に対し、必要な支援をするものとする。

(一人親家庭等に対する措置)

第16条 県は、男女共同参画推進施策を実施するに当たっては、母子家庭の母、父子家庭の父その他特別の配慮を必要とする者がその個性と能力を十分に発揮できる機会を活用することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市町村等に対する支援)

第17条 県は、市町村の男女共同参画推進施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に関する活動を行う事業者及び県民を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(知事への申出)

第18条 県民又は事業者は、男女共同参画を阻害すると認められること又は男女共同参画に必要と認められることがあるときは、その旨を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を受けたときは、男女共同参画に資するよう適切に対応し、その結果を当該申出をした者に対し通知しなければならない。

(鳥取県男女共同参画推進員への申出)

第19条 県民又は事業者は、県の男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情があるときは、鳥取県男女共同参画推進員に申し出ることができる。

2 県民又は事業者は、前条第2項の規定による通知の内容に対して不服があるときは、鳥取県男女共同参画推進員に申し出ることができる。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止)

第20条 何人も、いかなる場所においても、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、いかなる場所においても、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、いかなる場所においても、配偶者等に対して身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

(性別による権利侵害があった場合の措置)

第21条 知事は、前条の規定に違反する行為があったと認めるときは、当該行為をした者に対し、差別的取扱いの是正その他の措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

2 知事は、職場において前条第2項の規定に違反する行為があったと認めるときは、事業者に対し、当該行為を防止するために必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

3 知事は、前条の規定に違反する行為があったと認めるときは、当該行為の被害者を救済するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(公衆に表示する情報に係る制限)

第22条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は異性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

第4章 鳥取県男女共同参画推進員

(設置)

第23条 県民又は事業者の男女共同参画に関する苦情又は不服を簡易迅速に処理し、これらの者の権利利益の保護を図るため、附属機関として、鳥取県男女共同参画推進員(以下「推進員」という。)を設置する。

(職務)

第24条 推進員の職務は、次のとおりとする。

(1) 第19条第1項の規定による苦情の申出について審査をすること。

(2) 第19条第2項の規定による不服の申出について審査をすること。

(3) 県民又は事業者の男女共同参画に関する権利利益を保護するため、知事その他の県の機関に対して勧告をし、又は意見を述べること。

(定数等)

第25条 推進員の定数は、男性2人、女性2人とする。

2 推進員は、知事が議会の同意を得て任命する。

3 推進員の任期は、2年とする。

4 推進員は、再任されることができる。

(兼職禁止等)

第26条 推進員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は県と特別な利害関係を有する法人その他の団体の役員と兼ねてはならない。

2 推進員又は推進員であった者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(解職)

第27条 知事は、推進員が次のいずれかに該当すると認めるときは、議会の同意を得てこれを解職することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に耐えないとき。

(2) 前条の規定に違反するとき。

(3) 職務上の義務違反その他推進員たるに適しない非行があるとき。

2 推進員は、前項の規定による場合を除き、その意に反して解職されることがない。

(調査権限)

第28条 推進員は、苦情又は不服について審査するために必要があると認めるときは、知事その他の県の機関に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 県の機関は、推進員から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

(審査結果の通知)

第29条 推進員は、苦情又は不服について審査を終えたときは、当該苦情又は不服の申出をした者及び関係する県の機関に、その結果を通知しなければならない。

(勧告及び意見の公表)

第30条 推進員は、必要があると認めるときは、関係する県の機関に対し、是正又は改善の措置を講ずるよう勧告することができる。

2 県の機関は、前項の規定による勧告を受けたときは、これを尊重して、是正又は改善の措置を講じなければならない。

3 推進員は、必要があると認めるときは、制度の改善を求める意見を公表することができる。

(措置状況の報告)

第31条 推進員は、前条第1項の規定による勧告をした場合において必要があると認めるときは、関係する県の機関に対し、是正又は改善の措置の状況について報告を求めることができる。

2 県の機関は、推進員から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 推進員は、県の機関から是正又は改善の措置の状況についての報告を受けたときは、その内容を公表しなければならない。

第5章 鳥取県男女共同参画審議会

(設置)

第32条 鳥取県男女共同参画計画の策定その他男女共同参画に関する重要事項を調査審議させるため、附属機関として、鳥取県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第33条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員)

第34条 委員のうち5人は公募に応じた者から、その他の委員は学識経験を有する者から、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第35条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第36条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第37条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

(雑則)

第38条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

第6章 雑則

(委任)

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第8条及び第5章の規定は、同年1月1日から施行する。

(検討)

2 知事は、この条例の施行後5年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

